

加古川市新・放課後子ども総合プラン行動計画

1 背景・趣旨

国は、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めることとしており、加古川市においても平成 28 年 3 月に「加古川市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定し、現在まで放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めてきました。

その後、平成 30 年 9 月にこれまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、加古川市においても放課後児童対策の取組をさらに推進させるため以下のとおり新たに行動計画を策定します。

本行動計画は、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づき策定するものです。

2 現 状（令和 2 年度時点）

（1）児童クラブの状況

- ・全小学校 28 校において 79 クラブで実施しています。

（2）放課後子ども教室の状況

- ・一体型は、小学校の体育館や多目的教室等を利用し、年間を通して同一種目で活動する「クラブ活動方式」で、市内全 28 小学校区において実施しています。
- ・連携型は、近隣の公民館を利用し、各公民館独自のプログラムにより、土曜日や長期休業期間に市内 12 公民館で実施しています。

※一体型…児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。

※連携型…児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、児童クラブの児童が参加するもの。

3 対 象

市内公立小学校に通う児童を対象とします。

4 期 間

令和6年3月31日までとし、必要に応じて計画を見直します。

5 基本方針（具体的方策、目標等）

（1）児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量

令和2年3月に策定した「第2期加古川市子ども・子育て支援事業計画」に記載のとおり、アンケート等により算出した「量の見込み（ニーズ量）」は、各小学校区における受入可能人数の範囲内となっています

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量 の 見 込 み	低学年	2,287人	2,238人	2,230人	2,180人
	高学年	722人	717人	671人	622人
	合 計	3,009人	2,955人	2,901人	2,802人
受入可能人数		3,717人	3,717人	3,717人	3,717人

（2）一体型の放課後対策事業の令和5年度に達成されるべき目標事業量

令和元年度より市内全28小学校区で一体型の放課後子ども教室を実施しており、今後は幅広い世代のスタッフに従事いただくとともに、種目の充実に努めていきます。

（3）放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

全校で実施している一体型の放課後子ども教室の種目の充実をはかります。

また公民館で実施する連携型の放課後子ども教室において、学習支援教室を以下のとおり拡充していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施公民館数	4館	8館	12館	12館

（4）児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等について検討及び情報共有を図ります。
- ・公民館等で学習した成果を実践に活かす場として、地域の方々の参画を推進し、地域の人材の活用を図ります。

（5）小学校の余裕教室等の児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・余裕教室等の活用状況について、学校関係者と定期的に協議を行い、使用計画を決定します。
- ・放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

(6) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・児童クラブ及び放課後子ども教室の実施主体事務局がいずれも教育委員会であることから、引き続き情報の共有を密にし、事業検証や課題解決を目指します。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ・児童クラブ及び放課後子ども教室の募集時に、保護者に配慮が必要な内容を報告いただき、スタッフでその情報を共有して、活動にいかしていきます。
- ・特別な配慮が必要となる児童については、状況に応じ補助員を加配するなど、きめ細やかな対応を目指します。

(8) 地域の実情に応じた児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ・令和元年度より、利用者の希望に応じて午後7時まで利用できる延長利用を開始しています。また、長期休業期間においては、開所時間を午前8時から午前7時45分に変更しています。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- ・市が策定している「保育マニュアル」を活用し、児童クラブの設置目的の一つである「遊びを通じた健全育成」を更に推進していきます。

(10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- ・支援員、補助員が利用児童の保護者に対し、日頃からの綿密なコミュニケーションにより、育成支援の内容について周知をしていきます。
- ・広報・市ホームページ等を活用し、地域住民への周知を促進します。

6 計画の推進

本計画を地域の実情に合わせ、計画的かつ円滑に進めていくために、市内の学校園、公民館、文化団体、スポーツ団体等、さまざまな関係機関、団体と連携をとりながら、協働による地域総がかりの教育の充実を図ります。

また、計画策定後も、定期的・継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、さらなる充実に向けた取組を推進していきます。